

前橋市営住宅管理条例の改正について（議案第42号）

建築住宅課

1 改正の理由

民法の改正により、債権に係る規定の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 市営住宅に入居を許可された者が提出しなければならない請書について、連帯保証人の連署を不要とする。
- (2) 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができることを明確化する。
- (3) 不正な行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を、法定利率に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日